

# 郷土室だより

## 「続」中央区の「橋」

(その8)

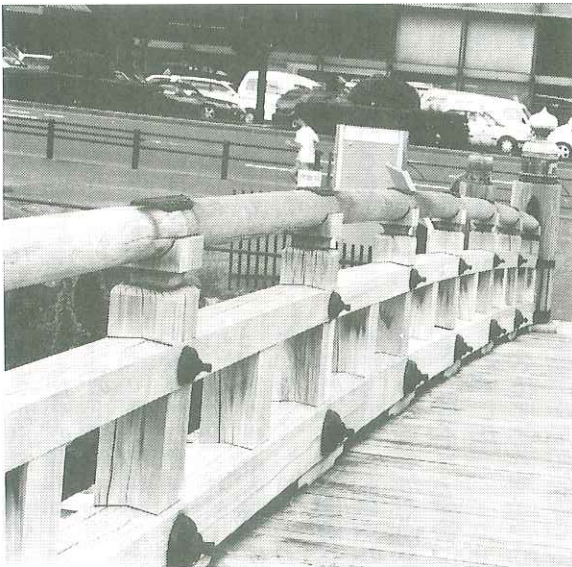
### ◇橋の維持管理

これまで主として橋の構造とその変化について見てきましたが、今回から少し方向を変えて、橋の維持・管理の手法について述べることにします。

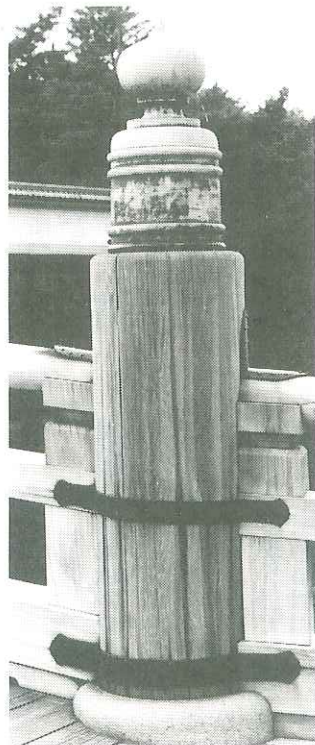
現在でも技術の粋を凝らした長大橋や、新形式・新素材を駆使した橋が続々造られています。それはそれなりに、絶えざるメンテナンス (maintenance) 〓維持・管理の手が加えられていることはいまでもありません。

かなり有名な話ですが、東西冷戦時代の一方の雄であった社会主義諸国では、共同的に産業施設のメンテナンスがなおざりにされていたため、制度破壊の原因の大きな要素になっていたと言う事です。

もともとメンテナンスの必要性は産業施設や橋を含む社会資本のようなハコモノ、つまり、ハードな物に限らず、ソフトな社会制度のメンテナンスの方が欠かせないことなのですが……



皇居東御苑の平川門、大手町の和田倉門と共に、実用されている古式豊かな木橋とその金具。欄干の外側も同じような金具がある。



## ◇ 贓物の話

それはさて置き、直接橋の維持・管理に触れる前に、贓物および贓物罪について簡単な説明をします。

法律的な説明としては、贓物罪の条文をそっくり引用すれば済むことですが、ここではよりやさしく簡単に説明します。

贓物とは犯罪行為によって不法に入手した他人の財物の事です。

……どうしてもカタクになりませんが、そうした品物の出所を知らずながら、受け取ったり、買い受けたり、運んだり、その品物の処分・斡旋をしたりすることによって成立する犯罪の総称が贓物罪ということになります。

なぜ橋のメンテナンスの最初から、このような犯罪行為の説明を始めたかという点、天下の將軍様のお膝元の江戸でも、犯罪行為による品物がかかり出回っていたからです。

本題の橋についてだけに話を絞ると、公共的な施設の代表である橋の場合でも、欄干の金具ならまだ許せませんが、橋の構造の強度に

重大な影響を与えるような部分の金具や釘をカッパッテ売り払う連中が絶えなかったのです。

## ◇ 橋と「御触」(町触)

そのため幕府は頻りに禁令を出して警告を続けています。

一例としてそうしたケースで現存する法令の中の初期の町触<sup>まちふれ</sup>町奉行が江戸の町人に対して公布した法令の中から、橋に関する部分だけを紹介してみますと、「慶安二年(一六四九)二月廿八日の御触<sup>おふれ</sup>」には

一、方々辻々橋際にて、のけほ  
うひき仕間敷事。(除け宝引

き||賭け事の一種)

一、橋之上三諸商人乞食置申間  
鋪事。

一、諸色、はづし金物之類并う

さん成道具買申間敷候。橋つ

め辻々え罷出売候事堅く

停止之事。

とあって、まず①橋とその付近では交通の妨げになるから、宝引き(籤引き)などをやってはいけ

②橋の上で商売をすることを禁じる。と、交通渋滞の原因になるようなことを規制しています。

後に触れるようにこの時期になると、江戸、特にその中心である中央区内を含む範囲には随分多くの橋が架けられていました。

そのため特定の橋だけではなく橋全体についてこのような法令が出されているということは、橋とその位置がどの場所でも交通の要所だったことを物語っているものです。

そして③がこの項の主題です。

その内容は、橋をはじめ武家の屋敷の門などのいろいろな場所に取り付けてある金物類をはずしてきて売ったり、「うさんなる道具」つまり贓物を買ってはいけない。また人通りの多い場所でドサクサ紛れに贓物売ることも禁止する、というものです。

この「御触」の約五カ月後にも、

一、町中橋の上、両橋詰めな

らびに辻々道中商売人有之に

付き往行狭候間、堅置申

間鋪事。

の付近や辻で商売をするな、という法令が出ています。

またその翌年の慶安三年四月廿八日の「町触」には、

一、橋々河岸ばた辻々に於いて、古かね買ひ候儀は御法度二仰せ付けられ候。以来はかたく買わせ申間鋪候事。

この「御触」は橋やその付近の道路上での「古金」の売買は、前項の③の「かたく停止」から「御法度(禁止)」と強化された事の布告でした。

それほど交通の要所の橋の上では贓物の売買が盛んだったのです。その中でも目の前にある橋の金具が手っ取り早い「商品」に化けてしまうケースが絶えなかったのです。

## ◇ 貴重な「古かね」

この「御触」以後の「御触」にてでくる贓物のタネの内容の変化を見ますと、慶安五年(一六五二)五月十日の場合は次の通りでした(以下原文の通りではなく意訳します)。



一、此度焼けた侍町の辻々で売っている、古かね・古鉄の類は一切買う事を禁止する。もし買った者があれば曲事まがこと（刑罰の一種）とする。附、跡々（後の）条文に示すように、橋々辻々に出て古鉄を買った者も、同じく曲事を申し付ける。

これを四代將軍家綱の事跡録である『敵有院殿御実紀』では、

この月、令せられるは、こたび、火災にかかりし地に出でて、古かね古釘買ひ取る者あらば曲事まがことたるべし。さる売買を業とするものが、橋辻で買ひ取った場合も厳しく罪せらるべしとなり。

なお、この時に焼けた侍町とは三月九日の午後十時頃、中橋の鞆町（京橋地区）現在の八重洲通り（辺）から出火して八丁堀蔵屋敷まで「二十余町」を延焼した火事のことです。いうまでもなくこの辺は橋が多い地域でした。

そして、この場合の侍町とは町奉行配下の与力・同心の組屋敷を

含む地域でもあります。

つまり、市中取締の担当者の屋敷の焼け跡から無断で焼け釘などを拾い集めたり、それを買い取って路上で商売をしていた者がいたことが推察されます。当然それも禁止したのです。

また例えそれが焼け跡ではなく橋の上や辻……要するに店舗を持たずに「古かね・古鉄」の売買をする場合を含めて、重ねて禁止しています。

人間の文化は石器時代から土器時代となり、やがて青銅時代を迎え、約千年程前から鉄器時代に入ったといわれます。

しかし江戸時代は現在から考えると想像以上に鉄は貴重なものでした。

当時の日本では砂鉄や鉄鉱石から金属としての鉄をあるまとまった量で取り出す技術はまだ十分に発達していませんでした。

そうした生産量の問題と共に、加工技術の面でも橋を始め建築に使用する鉄釘などは、鍛冶屋が一本一手作りをするほかはなかったのです。

そのため建物が火事で焼けると

焼け跡から焼け釘を丁寧に捜し出して、もう一度鍛冶屋が鉄を溶かした上で形を整え、「ヤキ入れ」をして鉄分の中の炭素の量を調節して、建築に耐え得る強度と粘りを持った釘を造りました。

これが「御触」でいう「古かね・古鉄」だったので。

これは鉄に限らずすべての金属材料に共通なことでした。リ・サイクルどころか「リ・リ・リ・サイクル」、「リ・リ・リ・サイクル」が普通だったので。

#### ◇橋の鉄物かまもの

その翌年の承応二年（一六五三）閏六月十六日、幕府は初めて橋の建造に必要な金属製品の「定義」である「橋鉄物之覚」を定めて次のような「御触」を出しています。なおこの年の冬に、あの有名な玉川上水が羽村から四ツ谷大木戸まで通水を開始しています。

「橋鉄物之覚」

一、きほうしきほうし（擬宝珠）高欄鉄物のこと。

一、行桁ぎやうぎやう並びに梁鼻はりなづ包みの金具も鉄物のこと。

一、橋杭筋は鉄物のこと。

右の橋々のすべての鉄物を売りに来た者があった場合は、売り主の居所を確認して、その家主・五人組とも連絡を取って、鉄物の出所が確かだと見極めた上、その家主・五人組の証明書を取ってから、買わなければならない。

鉄物の出所が烏乱うらん（怪しい）な物の場合は、売り主を町奉行所まで連行すること。

と、「古かね・古鉄」の売りについてはかなり神経質な取締をしていることが分かります。

この「御触れ」の出た四年後の明暦三年（一六五七）に江戸を焼き尽くした「明暦大火」があり、橋に関する話も豊富にあり、またその後この「橋シリーズ」の最初に取り上げたような両国橋架橋という大きな事もあったのですが、ここでは橋の金物について資料だけを追って行きます。

前の「橋鉄物之覚」の「御触」から十四年後の寛文七年（一六六七）九月二日には、ついに「橋金物」の売買が全面的に禁止されて

います。その内容は、

覚

一、町中や辻々橋々で、何であれ古銅の道具の売買は堅く禁止する。

一、橋金物のはづし道具も同じ。右品々、町中にて自今以後、堅く売買を禁止する。自然、屋敷方ならびに寺社方より払い下げ品が出た場合には、南北の町奉行所に断った上で買わなければならない。

もし隠して売買した場合は、御詮策の上、急度曲事(厳しく罪を与える)に仰せ付ける。右の通り町中の家持はもちろん、借屋・店借の人々などまでに、この事を申し聞かせ、必ずこの事を守るようにさせること。(後略)

さらにこの「御触」が出た二日後の九月四日付けの『厳有院殿御実紀』には次のように書かれています。比較的読み易いと思われ、ますので原文のまま紹介します。

四日、命せらるるは、府の辻または橋のほとりにて、古銅のたくひ一切売買すべからず。

剝取し橋柱・門扉の銅具および銅瓦・鉛瓦・銅樋、且つ神祠仏龕等のはづし銅物、いまよりのち市井にて売買すべからず。

もし武家あるは寺社より売出さば、奉行の庁にうたへいでかひとるべし。ひそかに売買するものあらば、たとへ後に聞ゆるとも、査敷して厳に罪せらるべしとなり。

橋番や門番のいる場所はもちろん、普通では手が届かない瓦や樋、神仏の飾り金具まで文字通り「金目」の物は手当たり次第にハギ取って、売り飛ばす連中が跡を絶たなかった事が分かります。そしてこうした金物がすべて「古かね・古鉄」と呼ばれていたのです。

◇繰り返す禁令

この様な「御触」が出ているにも拘らず、その約十二年後の延宝七年(一六七九)九月四日の『厳有院殿御実紀』には、これまでに見てきた「御触」の内容と殆ど同じことが記録されています。

またか!と思われるのを承知で当時の治安の状況と、「古かね・古鉄」の貴重さと、具体的に「古金属」はどのような所に使用されていたかを紹介します。

府内路上橋辺にて、古鉄類一切売買すべからず。各門井に橋梁の銅鉄脱し、あるは銅瓦・松瓦・銅樋および堂社の銅鉄具脱したる類、今よりのち市街にて売買すべからず。

もし武家あるは寺社にて売払うものありとも、町奉行の庁に告げてのち買うべし。もしひそかに売買せば、たとひのちに聞ゆるといへども、査検せられ、厳に罪科に処せらるべしとなり(原文のまま)。

◇昔も今も

現在は金属製のモノが有り余っていて、自動車の廃車の山を始め、日常的には飲料・食料などの空き罐の処分、古くなった家電製品の処分などが、ゴミ処理と絡んで深刻な社会問題になっています。近く家電製品を捨てる場合は消

費者が処理費を負担することにもなりました。

ところが今から半世紀ほど前までは、東京の真ん中でもこれまでに見てきた「御触」のような状況が、至る所で見られました。

具体的にいうと公共的な施設である道路上の下水の蓋、側溝の蓋、公衆便所の金具などが、毎日のように盗難に遭いました。

とくに道路関係のこのような被害は、人命にも関わる事なので、各自自治体の担当者はこの盗難の後始末と、対策に追われました。

都市の「美観」が市民からも行政側でも、意識され始めたのは、太平洋戦争が終わってから三十年後の昭和五十年代からのことでした。

(鈴木理生)